

6 川 監 公 第 1 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 6 年 3 月 2 5 日付け 6 川監公第 6 号で公表した監査の結果の報告に基づき、
川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

6 川総コ第 1 0 1 号

令和 6 年 9 月 3 0 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様

同 川 上 善 行 様

同 石 田 康 博 様

同 かわの 忠 正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 6 年 3 月 2 5 日付け 6 川監報第 2 号で報告の提出がありました監査の結果
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和5年度第2回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

（1）定期（財務）監査

ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管第261号）第8条によると、光熱水費等を使用者に負担させる場合は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）に基づき徴収するものとするとしている。

飲料自動販売機の電気料についてみたところ、過年度の算定基準に基づき算定したため、過小に請求していた事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、対象業者及び団体に対して、算定基準の確認不足による請求金額の誤りを説明し、飲料自動販売機設置に係る電気料の調定及び納入の確認を行うとともに、再発防止のため、関係職員へ周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（川崎区役所大師支所区民センター）

イ 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱（昭和49年2月28日付け49川水総管第44号）第4条第1項によると、土地（配水池、水処理センター等の施設の上部利用地（以下「上部利用地」という。）を含む。）の使用料は、当該使用部分に係る基準となる年度の固定資産税路

線価（以下「路線価」という。）に一定の割合を除し、1000分の2.5を乗じて得た額に、当該土地の使用面積を乗じて得た額を基準額とし、第2条の規定により計算を行った額とするとされている。また、第4条第2項によると、前項の土地が管路用地又は上部利用地である場合は、路線価に第1号から第5号に掲げる土地の状況に応じ当該各号に定める割合を乗じるものとしてされている。

固定資産の使用料についてみたところ、次の事例があった。

要綱に基づき、使用料の算定を適正に行われたい。

（ア）誤った路線価を用いて算定していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、固定資産の使用に係る合意を締結し、追加請求を行うとともに、再発防止のため、課内会議において、適正な事務手続を行うよう改めて課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

（上下水道局長沢浄水場生田浄水場）

（イ）管路用地について、要綱で定める割合を乗じて算定していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、正しい固定資産使用料を算定し、対象者へ還付手続を行うとともに、再発防止のため、課内会議において、適正な事務手続を行うよう改めて課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

（上下水道局第1配水工事事務所第2配水工事事務所、長沢浄水場生田浄水場）

ウ 戻入手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則（昭和３９年川崎市規則第３１号）第５０条第１項によると、歳入徴収者は、調定をしたときは、すみやかに納税通知書又は納入通知書を作成し、納人に送付しなければならないとされている。また、第６０条によると、歳出の過渡しとなった金額を返納させるときは、この規則中収入に関する規定を準用するとされている。

生活保護扶助費の戻入手続についてみたところ、戻入納付書を納人に送付しておらず、返納させていなかった事例があった。

規則に基づき、戻入手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、戻入手続の重複が判明した事案については、納付の事実を確認した上で重複していたものの取消手続を行い、その他の事案については、生活保護法第６３条による費用返還の手続を行いました。また、対象者に納入通知書及び納付書を送付するとともに、再発防止のため、担当者間の情報共有、債権管理簿の確実な記載など戻入手続の適正な事務処理を行うよう係内で周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（幸区役所地域みまもり支援センター保護第１課）

エ 徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市道路占用料徴収条例（昭和３０年川崎市条例第７号）第３条第２項によると、占用料は、占用の許可の日から起算して３０日以内に一括して徴収するものとするとしている。

また、川崎市財産規則（昭和３９年川崎市規則第３３号）第２５条第１項によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の

期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

次の債権についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、条例等に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

条例等に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

(ア) 道路占用料

[措置内容]

指摘事項については、対象者に納入通知書を送付し、納入を確認するとともに、再発防止のため、係内会議において未交付の納入通知書等の有無を毎週確認することに改めました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター)

(イ) 行政財産の使用許可に係る使用料

[措置内容]

指摘事項については、令和6年度の使用料は規則に定める期限とした納入通知書を送付し、期限までに納入されていることを確認しました。また、再発防止のため、規則に基づき適正な事務処理を行うよう担当職員に周知徹底しました。

今後は、適正な徴収手続に努めます。

(建設緑政局道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課)

オ 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第3条によると、都市公園において、各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可

を受けなければならないとされている。また、川崎市都市公園条例施行規則（昭和 32 年川崎市規則第 6 号）第 3 条第 2 項によると、使用料は許可の際徴収することとされている。

公園内行為許可に係る手続についてみたところ、次の事例があった。

条例等に基づき、公園内行為許可に係る手続を適正に行われたい。

（ア）許可の際徴収しておらず、使用後に納付させていた事例

（イ）許可の際徴収しておらず、未納となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、使用料が未納の債権について申請者に催告を行い、全ての納入を確認するとともに、再発防止のため、係内会議で条例及び規則を再確認し、使用料は許可の際徴収することを周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

（中原区役所道路公園センター）

カ 督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 73 条第 1 項によると、占用料を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、川崎市債権管理条例（平成 25 年川崎市条例第 42 号）第 5 条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

次の債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

法律等に基づき、督促手続を適正に行われたい。

(ア) 道路占用料

[措置内容]

指摘事項については、債務者に督促状を送付し、納入が確認できない事案については催告を行うとともに、再発防止のため、担当者が研修会に参加し、係内に情報共有しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(麻生区役所道路公園センター)

(イ) 河港使用料

[措置内容]

指摘事項については、全ての事案の納付を確認するとともに、再発防止のため、滞納債権の適正な督促手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は適正な債権管理に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(ウ) 公園使用料

[措置内容]

指摘事項については、未収債権を確認した上で督促状を送付するとともに、再発防止のため、毎月 1 日及び 1 5 日に滞納整理簿を基に未収債権を確認し、適正に督促状を送付することを係内に周知しました。

今後は適正な債権管理事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター)

(エ) 公園占用料

[措置内容]

指摘事項については、債務者へ督促状を送付し、一部の債権は納付を

確認するとともに、納入が確認できない債権は催告を継続して行っています。また、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(高津区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

(オ) 水路敷占用料

[措置内容]

指摘事項については、納付を確認するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(麻生区役所道路公園センター)

キ 延滞料の徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

市有財産一時貸付契約書によると、納入期限までに貸付料を支払わないときは、当該納入期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.5%の割合で計算した金額を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に支払わなければならないとされている。

市有財産の貸付料についてみたところ、延滞料を徴収していなかった事例があった。

契約書に基づき、延滞料の徴収手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、調定及び納入の通知手続を行い、納入を確認するとともに、再発防止のため、課内全員に適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務の執行に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部道路整備課)

ク 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。

また、川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、歳入徴収者は、歳入金に係る債権が消滅時効の完成により消滅したときは、欠損処分をしなければならないとされている。

次の滞納債権についてみたところ、不納欠損処分を行っていなかった事例があった。

法律等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

(ア) 公園使用料

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した滞納債権の不納欠損処分を行うとともに、再発防止のため、関係職員に適正な事務手続について周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター、高津区役所道路公園センター)

(イ) 行政財産使用料に係る延滞金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した滞納債権の不納欠損処分を行うとともに、再発防止のため、関係職員に適正な事務手続について周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所道路公園センター)

ケ 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま土地を賃貸借し、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、年度当初の契約に備え、前年度中の資料の準備、必要書類の作成等を行うこととするとともに、再発防止のため、関係職員に適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

コ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約手続についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

- (ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務処理について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、多摩区役所区民サービス部保険年金課)

- (イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、今回の事例、契約事務に関する規則等の確認を行った上で、適正な事務処理について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(川崎区役所区民サービス部保険年金課)

- サ 前渡金に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第95条第1項によると、資金前渡による前渡金の支出を受けた前渡金管理者は、毎月必要となる前渡金にあつては翌月7日までに、その他のものにあつてはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならないとされている。

前渡金の事務についてみたところ、次の事例があった。

規則に基づき、前渡金の事務を適正に行われたい。

(ア) 令和４年度に前渡金を受領していたものの、債権者へ支払いが行われていなかった事例

(イ) 令和４年度の前渡金について、精算書が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、前渡金の支払い及び精算書の作成を行うとともに、再発防止のため、適正な事務処理について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所大師支所区民センター)

シ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第６条の２第４号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、産業廃棄物の処理に係る手続について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(多摩区役所まちづくり推進部総務課)

ス 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、次の事例があった。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

(ア) 受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務を行うことを周知徹底するとともに、令和6年度については、川崎市委託契約約款に基づき、受託者から再委託承諾申請書の提出を求め、再委託する業務の範囲等を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(イ) 再委託に係る申請が口頭により行われ、承諾していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター)

セ 再契約に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

「上下水道お客さまセンター用通信装置等賃貸借一式」仕様書によると、受注者は、作業を他の事業者へ再契約する場合は、再契約等承認申請書を発注者に提出することとされている。

当該賃貸借契約についてみたところ、受注者に再契約等承認申請書を提出させていなかった。

仕様書に基づき、再契約に係る事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、受注者が再契約をしようとする場合は、仕様書に基づき受注者に再契約等承認申請書を提出させる必要があることを課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局総務部情報管理課)

ソ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 補助金の支給手続を適正に行うべきもの

要綱に定められた概算払での交付がされておらず、補助金交付指令書による交付決定の通知もされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、精算を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な補助金の支給手続に努めます。

(上下水道局総務部労務課)

(イ) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

- a 補助金に係る交付決定通知書により金額は確認できるものの、
請求書の請求金額に記載漏れがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(多摩区役所危機管理担当)

- b 請求書の請求日等が筆跡の消せるもので記載されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所危機管理担当、区民サービス部保険年金課、幸区役所危機管理担当、地域みまもり支援センター高齢・障害課、多摩区役所危機管理担当)

(ウ) 再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの

- a 再委託に係る申請が書面により行われていたものの、約款に定められた記載事項の一部に不備があった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（建設緑政局道路河川整備部施設維持課、川崎区役所道路公園センター、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）

b 再委託に係る申請が書面により行われていたものの、川崎市上下水道局委託契約約款に基づく書面での承諾を行っていなかった事例
[措置内容]

指摘事項については、再委託申請書について書面での承諾を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（上下水道局サービス推進部サービス推進課）

（エ）賃貸借契約に係る事務を適正に行うべきもの

- a 再契約に係る申請が書面により行われていたものの、仕様書に基づく書面での承諾を行っていなかった事例
- b 受注者に誓約書を提出させていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再委託の書類による許諾を行い、受注者から誓約書を受領するとともに、再発防止のため、受注者が再委託をしようとする場合は、仕様書に基づき書面で許諾を行わなければならないこと、また、仕様書に基づき受注者に誓約書を提出させる必要があることを課内に周知徹底しました。

今後は適正な事務執行に努めます。

（上下水道局総務部情報管理課）

（オ）検査確認書の作成を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、検査員から検査確認書が提出され、契約等の内容が適正に履行されたことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、大師支所区民センター)

(カ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の用途廃止の手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、定められた手続を行うとともに、再発防止のため、固定資産の適正な事務処理について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局第1配水工事事務所第3配水工事事務所、下水道部入江崎水处理センター)

(キ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の状況を確認した上で、不用の決定及び処分の決定を行い、重要物品の増減について会計管理者に報告するとともに、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、多摩区役所道路公園センター)

b 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事例については、不用の決定及び処分を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品管理事務に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、大師支所区民センター、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、道路公園センター、高津区役所危機管理担当、地域みまもり支援センター、同地域支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター児童家庭課、同高齢・障害課、道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

c 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、物品の所在を調査し、必要な事務手続を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、同霊園事務所、宮前区役所地域みまもり支援センター、同地域ケア推進課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

d 備品整理簿に登載すべき物品に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該物品の受入手続を行い、備品整理簿に登載するとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品管理に努めます。

（川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、幸区役所地域みまもり支援センター保護第1課、高津区役所区民サービス部保険年金課、地域みまもり支援センター高齢・障害課）

e 廃棄済み等の備品が備品受払簿に登載されたままとなっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、廃棄済み等の備品について不用品として処分手続を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について所属内に周知徹底しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

（上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、同中部サービスセンター、第1配水工事事務所第2配水工事事務所、水管理センター水運用センター、下水道部西部下水道管理事務所）

（ク）消耗品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求手続等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認するとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課、同生田緑地整備事務所、川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課、同衛生課、大師地区健康福祉ステーション、中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター高齢・障害課、同保護課、宮前区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、同衛生課、多摩区役所危機管理担当、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター児童家庭課、同衛生課、麻生区役所危機管理担当)

(ケ) 材料品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、材料品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘品目ごとに物品交付請求手続等を行い、材料品出納簿と実際の数量が一致するように措置を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な材料品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、川崎区役所道路公園センター、中原区役所道路公園センター、宮前区役所道路公園センター、多摩区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

(コ) 現金の管理を適正に行うべきもの

金庫に帰属不明の現金が残置されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、保健所事業による収入金として現金を収納するとともに、再発防止のため、複数人によるチェックの実施等に取り組みました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所地域みまもり支援センター衛生課)

(サ) 金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの

金銭取扱印の所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項について、金銭取扱印の点検を実施し、必要な手続を行うとともに、再発防止のため、課内会議の場で事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(宮前区役所区民サービス部保険年金課)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

(ア) 契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号）第12版（以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされ、セキュリティ基準第2章10（1）ウによると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、特記事項を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、契約書又は協定書（以下「契約書等」という。）に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適切な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどり・多摩川協働推進課、同霊園事務所、道路河川管理部路政課、道路河川整備部南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所危機管理担当、上下水道局経営戦略・危機管理室）

（イ）個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ

基準第2章10（1）ウによると、個人情報を取り扱う指定管理業務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発注者に申請する書面には、再委託先の名称等、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならないとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、事前に市の書面による許諾がなされていなかった事例があった。

市が書面による許諾をしなければ、委託先等が提出する申請書に記載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の遵守の確認が十分になされないまま業務が行われるおそれがある。

再委託先における個人情報の適正な管理体制を確保するためにも、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について課内会議等において関係職員に周知徹底するとともに、再委託の書面による許諾を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課、上下水道局総務部情報管理課、同財務課、サービス推進部営業課）

（ウ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされ、セキュリティ基準第2章10（1）イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業員から誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等について見たところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われない。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、同霊園事務所、道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課、道路公園センター、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター衛生課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、高津区役所まちづく

り推進部地域振興課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、宮前区役所地域みまもり支援センター衛生課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、地域みまもり支援センター高齢・障害課、麻生区役所危機管理担当、上下水道局経営戦略・危機管理室、総務部情報管理課、サービス推進部サービス推進課)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務について見たところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与したかが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、緑化フェア推進室、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備

事務所、同北部都市基盤整備事務所、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、道路公園センター、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和5年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、課内会議等において関係職員に周知徹底するとともに、セキュリティ基準に基づき自己点検を実施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所地域みまもり支援センター保護第1課、同保護第2課、多摩区役所地域みまもり支援センター保護第1課、同保護第2課、上下水道局総務部庶務課、同労務課、サービス推進部営業課、水道部水道管路課)

(カ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続等の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○」（対策済み）、「—」（非該当の対策）又は空欄とする
と、組織として改善すべき点を把握することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき、適正な点検を実施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、同霊園事務所、緑化フェア推進室、道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、道路公園センター、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、高津区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、地域みまもり支援センター児童家庭課、上下水道局経営戦略・危機管理室、総務部情報管理課、同財務

課、サービス推進部サービス推進課、同営業課)